石丸　昭　稲毛敬太郎
大江清右ェ門　熊田　善美
坂井　徳長　中村　康彦
藤田　春男
（鹿児島県警部）
山田　範男　吉富　惟敏

従六位に叙する（各通）
遠藤久二夫　貴堂　勝
白田　博　須賀　亮三
田村　仁作　山崎　条行

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上一月三十日）
（札幌市議会議員）
小林　晴彦

正五位に叙する（各通）
小早川　潔
堀江　亮邑

従五位に叙する（各通）
伊藤　昭雄　生沼　和敏
中野彰太郎　永草　武
古澤　利幸　北條　祐治

正六位に叙する（各通）
小川　千里　芝田虎之介
丹下　壽弘　村上　憙嗣

従六位に叙する（各通）
十河　定男
（大分県巡査部長）

正七位に叙する（各通）
谷川　安和
森山　俊哉

（内閣府事務官）
中澤　顯夫

従七位に叙する（各通）（以上一月三十一日）
木村　憲吉
谷　進
本間　良吉

正五位に叙する
岡本　輝彦　柴田　進
中村　幸治　松倉　幸悦

従六位に叙する（各通）
園山　義治

正七位に叙する（以上二月一日）
會田　長榮

従六位に叙する
牟禮　正和

従六位に叙する（以上二月二日）
蠣崎　進　櫻井　昭雄

正六位に叙する（各通）（二月三日）
小川八五郎

従七位に叙する（二月四日）

○叙勲

旭日双光章を授ける
森本　一利

旭日双光章を授ける
石川　鑛藏　齋藤　民夫

旭日単光章を授ける（各通）（以上一月二十八日）
梅迫　實　豊浦　晃嗣

旭日双光章を授ける（各通）

旭日単光章を授ける（以上一月二十九日）
（南アルプス市議会議員）
内池　虎雄
藤田　春男

旭日双光章を授ける（各通）
通山　忠治　渡邉　唯勝

旭日単光章を授ける（各通）（以上一月三十日）
（札幌市議会議員）
伊與部敏雄

旭日中綬章を授ける（一月三十一日）
飯田　信男　岡田　敬治
佐藤　茂　高松　和弘

瑞宝双光章を授ける（各通）
岩本　周治　内山　昭二
武田　光司　田村　繁

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十八日）
（名古屋大学名誉教授）
梶田　正己

瑞宝中綬章を授ける
（釧路工業高等専門学校名誉教授）
石山　聖晴
丸山　三朗

瑞宝小綬章を授ける（各通）
喜多川正臣　高田　信勝
中島　義久　村岡　秀雄
山中　隆夫　横川　義照

瑞宝双光章を授ける（各通）
（和歌山県警部）
久保　重則

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十九日）
坂木　寛昭
坂本亨次郎
篠　三三
清水　守

（警視庁警部）
谷口　雅則　寺島　秀雄
安井　義章　柳　重吉

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十九日）
法師山明夫
瀧本　廣
矢萩　實
渡邊　清好

瑞宝中綬章を授ける
亀本　和彦

石丸　昭　大野　恭男
白田　博　須賀　亮三
砂賀　匡　谷口　良則
常光日出男　橋山　國昭
山代　龍三

瑞宝双光章を授ける（各通）
遠藤久二夫　大江清右ェ門
齊藤勇紀夫　右梅　庄司
（鹿児島県警部）　南　末男
宮嶋　元也　山内　忠昭
山田　範男　吉永　廣志

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月三十日）
小林　晴彦　古澤　立彦

瑞宝小綬章を授ける（各通）
生沼　和敏　小川　千里
中澤　顯夫　丹下　壽弘
野田　勝　山城　正道

瑞宝双光章を授ける（各通）
小久保義昭　十河　定男
谷川　安和

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月三十一日）
岡本　輝彦　曽根　康次
中村　幸治　松倉　幸悦

瑞宝双光章を授ける（各通）（二月一日）
板垣　英雄

瑞宝双光章を授ける（二月二日）
伊井　弘明

瑞宝双光章を授ける（二月三日）
小川八五郎

瑞宝単光章を授ける（二月四日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年二月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

宮島　裕子　諏訪多辰治　松原　信夫
松原　康浩　吉澤　善吉　一之宮和則
佐武　俊作　金澤　桃一　納田　幸一
益子　賢一　山田　恭正　石川　良夫
田畑　貞男　田畑　みよ　柿田佐加雄
清原　愛　石井　知子　篠村嘉代子
金川香代子　嶋倉　雅司　卜部　能尚
伊藤　卓二　伊藤　房子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年二月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

田中アキ子　藤森　威　天野　浩
磯井　正美　溝入　文子　有賀　早苗
村上　敬子　高桑　廣

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年二月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

黒田　暢　近野　兼史　大山　永吉
向後　幸夫　木下　盛好　鳥羽　博道
安田サカ子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年二月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

冨永　重芳

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年二月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

ユアサエムアンドビー株式会社
苫小牧信用金庫
田中産業株式会社
三光総業株式会社
栃木県民共済生活協同組合

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十八年二月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故上原章遺族　上原　桂子
故野﨑優遺族　野﨑　啓子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける（各通）